

機関名（順不同・敬称略）	規約(案)に対する意見・提案	治水協定(案)に対する意見・提案	ガイドライン(抜粋案)本省提示資料
東京電力リニューアブルパワー株式会社	<p>・田代ダムは、本施策の対象外。</p> <p><回答></p> <p>・情報共有先として参画をお願いしたい。</p> <p>・洪水調整容量「0」としてダムのリストに残すことを想定しています。</p>	<p>・P2「事前放流の実施方針」5行目 伝えるではなく、「…指示する」または「…要請する」が妥当ではないか</p> <p><回答></p> <p>・現在の記載内容については、関係省庁により調整された案として示された内容であるため、原則として提示の内容とさせていただきますと考えております。</p>	<p>・損失補てんの内容について</p> <p><回答></p> <p>・事前放流ガイドライン（令和2年4月策定）の記載にある、損失補填制度に定めるところにより、補填されることになります。</p>
東京電力リニューアブルパワー株式会社		<p>・P2「事前放流の量(水位低下量)の考え方」5行目</p> <p>予測・操作の簡素化を指向して頂きたい。</p> <p><回答></p> <p>・現在の記載内容については、関係省庁により調整された案として示された内容であるため、原則として提示の内容とさせていただきますと考えております。</p>	<p>・発電に関する損失補填について</p> <p><回答></p> <p>・事前放流ガイドライン（令和2年4月策定）の記載にある、損失補填制度に定めるところにより、補填されることになります。</p>
東京電力リニューアブルパワー株式会社		<p>・事前放流の考え方やルールだけでなく、「事前放流により確保した容量を使った放流操作及びルール」についても示して頂きたい。</p> <p><回答></p> <p>・事前放流ガイドライン（令和2年4月策定）により、操作ルールを規定する実施要領を作成する際に、河川管理者、ダム管理者により調整し、定めることとなります。</p>	
東京電力リニューアブルパワー株式会社		<p>・洪水調節可能容量は、設備実態に応じてダム管理者が設置できるものなのか、ご教示願いたい。</p> <p><回答></p> <p>・事前放流ガイドライン（令和2年4月策定）により、各ダム管理者により設定することとなります。</p>	

機関名（順不同・敬称略）	規約(案)に対する意見・提案	治水協定(案)に対する意見・提案	ガイドライン(抜粋案)本省提示資料
東京電力リニューアブルパワー株式会社		<ul style="list-style-type: none"> ・P3「情報共有のあり方」 セキュリティ面も考慮した条件設備が必要。 <p><回答></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事前放流ガイドライン（令和2年4月策定）により、事前放流の実施に必要な体制を確保し実施することになります。 	
静岡県くらし・環境部環境局水利用課	<ul style="list-style-type: none"> ・当水利用課は幹事としての立場での参加となるのか。 <p><回答></p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係利水者は、ダムに権利を有するものになるため、幹事会への参画を想定しております。 	<ul style="list-style-type: none"> ・P3 <u>3.緊急時の連絡体制の構築</u> 「関係利水者」とは誰を対象としているか。 ・P5 <u>5.事前放流により深刻な水不足が生じないようにするための措置</u> 「関係利水者」とは誰を対象としているか。 ・P4 <u>7.その他</u> 「関係利水者」とは誰を対象としているか。 <p><回答></p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係利水者とは、ダムに権利を有する者を想定しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・損失補償の対象について <p><回答></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事前放流ガイドライン（令和2年4月策定）の記載にある、損失補填制度に定めるところにより、補填されることとなります。
静岡県くらし・環境部環境局水利用課	<ul style="list-style-type: none"> ・天竜川水系では、既得利水者等についても、水利用の特殊性を考慮の上、幹事会の場に「オブザーバー」として参加を予定している。大井川水系の既得利水者等について、天竜川水系と同様な取扱いを御検討いただけないか。 <p><回答></p> <ul style="list-style-type: none"> ・既得権利水者においては、オブザーバーとしての参画を予定しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・予定される治水協定の締結に向けて、既得利水者の理解を得るため、ダム管理者に一任することなく、河川管理者から丁寧な説明を行っていただきたい。 <p><回答></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事前放流ガイドライン（令和2年4月策定）の記載にある、事前放流の実施にあたっての留意事項により、河川管理者、ダム管理者、関係利水者は、あらかじめ協働して、水系ごとに締結した治水協定の内容など事前放流の実施について、関係地方公共団体に説明することとしています。 	
静岡県くらし・環境部環境局水利用課	<ul style="list-style-type: none"> ・施行日が5月29日となっているが決定事項か。それまでのスケジュールはどのような予定となっているか御教授いただきたい。 <p><回答></p> <ul style="list-style-type: none"> ・治水協定につきましては、5月中の締結を予定しております。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事前放流のガイドラインが示され、詳細なシミュレーションが行われた段階で、素案について見直し、再度意見照会を行っていただきたい。 <p><回答></p> <ul style="list-style-type: none"> ・治水協定の締結にあたり、素案の見直しを行った場合に付いては、再度意見照会を行います。 	

機関名（順不同・敬称略）	規約(案)に対する意見・提案	治水協定(案)に対する意見・提案	ガイドライン(抜粋案)本省提示資料
静岡県くらし・環境部環境局水利用課		<p>・令和元年度に長島ダム管理所から長島ダムにおける事前放流の計画について説明を受けたが、これまで長島ダムにおいて検討されていた事前放流の方法は継承されるのか、取扱いはどのようになるのか。</p> <p><回答></p> <p>・事前放流ガイドライン（令和2年4月策定）により、長島ダムにおいても既存検討を踏まえ、検討することになります。</p>	
静岡県くらし・環境部環境局水利用課		<p>p1</p> <p>・詳細なシミュレーション等を行う前に洪水調節可能流量等を示し、協定書を締結することは困難である。</p> <p>p2 2. 事前放流の実施方針</p> <p>・事前放流は利水に影響を与えない範囲でなければ協定締結は困難であると考えられるため、事前放流の実施・解除の判断基準については事前放流ガイドラインに則り検討の上、あらかじめ明記されたい。</p> <p>・p5別紙「基準降雨量」のみを条件とするのか。「2」の説明文と「2（1）」の記載内容が一致していないため、実施基準が明確でない。</p> <p>・渇水傾向の場合は実施の条件にあたっては事前放流を実施しないなど、実施判断にあたっては利水に確実に影響がないような対応を明記していただきたい。</p> <p><回答></p> <p>・事前放流ガイドライン（令和2年4月策定）により、事前放流については、操作規則・施設管理規定・操作規定等に基づき、その開始基準や中止基準を規定する実施要領を、当ガイドラインに則して作成することが原則となります。</p>	

機関名（順不同・敬称略）	規約(案)に対する意見・提案	治水協定(案)に対する意見・提案	ガイドライン(抜粋案)本省提示資料
静岡県くらし・環境部環境局水利用課		<p>・静岡河川事務所の上流域予測降雨量は何に基づいて算出されるものか御教授願いたい。</p> <p>・「基準雨量の考え方」について、長島ダム地点で基準降雨量を設定するとあるが、各ダムで設定しない理由は何か。</p> <p><回答></p> <p>・基準降雨量については、別途案を提示させて頂く予定です。</p>	
静岡県くらし・環境部環境局水利用課		<p>大井川水系では治水協定（素案）の対象となるダムが不明確。</p> <p>・上記に関し、発電事業者のリアルタイムデータについては、事業者の経営上の重要情報を含むことから、情報共有の必要性について十分検討をお願いしたい。情報共有の対象とする場合は、発電事業者に丁寧に説明し、理解を得ることを前提としていただきたい。</p> <p>・既得利水者についても、中電ダムの運用に大きく影響を受けるので、利水ダムの運用に密接に関連する利水者も対象とすべきではないか。</p> <p><回答></p> <p>・協定案においては、利水ダムも事前放流の対象としています。</p> <p>・関係利水者とは、ダムに権利を有する者を想定しています。</p> <p>・既得権利水者においては、オブザーバーとしての参画を予定しています。</p>	

機関名（順不同・敬称略）	規約(案)に対する意見・提案	治水協定(案)に対する意見・提案	ガイドライン(抜粋案)本省提示資料
静岡県くらし・環境部環境局水利用課		<p>p 3 5. 事前放流により深刻な水不足が生じないようにするための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中部電力の利水ダムは発電用ダムであるが、下流利水者はそのダム運用に大きく依存している。このため、貯水位が回復しないこと（いわゆる空振り）を絶対に避ける必要がある。このため、事前放流については、特に利水に影響を与えない範囲で行うことを前提とするべき。 ・「関係利水者」とは誰を対象としているか。 ・「ダムの貯留制限の緩和」、「取水時期の変更」は具体的にどのようなことを想定しているのか。 <p><回答></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事前放流ガイドライン（令和2年4月策定）により、事前放流後に水位が回復しなかった場合の措置に基づいて対応することになります。 ・具体的内容については、大井川利水調整会議において弾力的な水融通の方法について協議していただきます。 	
静岡県くらし・環境部環境局水利用課		<ul style="list-style-type: none"> ・操作規則・施設管理規定・操作規則を協定締結までに変更することはスケジュール的に難しいのではないか。 <p><回答></p> <ul style="list-style-type: none"> ・治水協定につきましては、5月中の締結を予定しております。 ・操作規則等を変更するスケジュールについて不都合があれば、必要期間などご教授下さい。 	

機関名（順不同・敬称略）	規約(案)に対する意見・提案	治水協定(案)に対する意見・提案	ガイドライン(抜粋案)本省提示資料
関東農政局	<ul style="list-style-type: none"> ・別表-1の協議会メンバーについて 委員(かんがい)を関東農政局設計課長に修正。 ・別表-2の幹事会メンバーについて 幹事(かんがい)を関東農政局設計課水利計画官 及び関東農政局西関東土地改良調査官管理事務所企 画課長に修正。 <p><回答></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ご意見のとおり修正いたします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・P3 第5項 "深刻な"を削除する。 ・P3 第5項 具体的な"内容"の情報提供を貰う べきであり、"可能性"とは何か。 ・P3 第5項 「基準点流量の低減」を追加。 <p><回答></p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在の記載内容については、関係省庁により調整 された案として示された内容であるため、原則として 提示の内容とさせていただきますと考えております。 	
関東農政局	<ul style="list-style-type: none"> ・第4条第3項において、事前放流を実施した際は、 関係者にて検証を行い、治水協定の内容について改 訂の必要が生じた場合は検討いただけるとの解釈で よろしいか。 <p><回答></p> <ul style="list-style-type: none"> ・協定締結においては、協議会および幹事会におい て関係者が連携し取り組むこととなります。協定内 容の変更等必要な場合は、各種調整により行うこと となります。 		
関東農政局	<ul style="list-style-type: none"> ・第4条第4項に「必要に応じて幹事以外の者の出席 を要請し」となっているが、幹事以外のものをオブ ザーバーに位置づけ、水利調整協議会のメンバーに 入れて欲しい。 <p><回答></p> <ul style="list-style-type: none"> ・既得権利水者においては、オブザーバーとしての参 画を予定しております。 		
関東農政局	<ul style="list-style-type: none"> ・第5条第4項について、大規模氾濫減災協議会に属 していないダム管理連絡協議会のメンバーに対しても 情報提供があるということで良いか。 <p><回答></p> <ul style="list-style-type: none"> ・規約に定める関係者においては、情報提供等を行 うことを予定しております。 ・それ以外の関係者への情報提供については、その 必要性を協議会へ諮り、検討されることとなります。 		

機関名（順不同・敬称略）	規約(案)に対する意見・提案	治水協定(案)に対する意見・提案	ガイドライン(抜粋案)本省提示資料
静岡県交通基盤部河川砂防局	<ul style="list-style-type: none"> ・第2条 3行目 「県、国の河川管理者と」を「河川管理者が」に修正。 ・第4条 5行目 「局が委員・幹事に参加する水系：大井川水系」を削除。 ・第7条 1行目 「をこれに充てる」を「をもってこれに充てる」に修正。 ・第8条 「努める」を「務める」に修正。 ・別表-1 「河川企画課」を追記、 「局長」を「課長」に修正。 ・別表-2 「課長」を「利水班長」に修正。 ・天竜川水系における同協議会の規約では、「協議会の公開」及び「協議会資料の公表：について明記されているので、統一をとった方が良いと思われるのでご検討をお願いします。 <p><回答></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ご意見のとおり修正いたします。 		
静岡県経済産業部農地局	<ul style="list-style-type: none"> ・天竜川水系では、既得利水者についても、水利用の特殊性を考慮の上、幹事会の場に「オブザーバー」として参画を予定している。大井川水系の既得利水者等について、天竜川水系と同様な取り扱いをご検討いただけないか。（大井川利水調整協議会の構成員で、現時点で委員・幹事になっていない構成員をオブザーバーとするなど） <p><回答></p> <ul style="list-style-type: none"> ・既得権利水者においては、オブザーバーとしての参画を予定しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・P1 詳細なシミュレーション等を行う前に洪水調節可能流量等を示し、協定書を締結することは困難。 ・P2 <u>2.事前放流の実施方針</u> 事前放流の実施・解除の判断基準についてあらかじめ明記したい。 ・P3 <u>5.事前放流により深刻な水不足が生じないようにするための措置</u> 事前放流についての影響範囲を提案。 ・P4 押印者についての詳細情報を明記 ・P5 <u>6.別紙</u> P1と同様。 <p><回答></p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在の記載内容については、関係省庁により調整された案として示された内容であるため、原則として提示の内容とさせていただきますと考えております。 	<ul style="list-style-type: none"> ・P3 損失補填の内容④かんがいについて <p><回答></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事前放流ガイドライン（令和2年4月策定）の記載にある、損失補填制度に定めるところにより、補填されることとなります。

機関名（順不同・敬称略）	規約(案)に対する意見・提案	治水協定(案)に対する意見・提案	ガイドライン(抜粋案)本省提示資料
静岡県経済産業部農地局	<p>・大代川農地防災ダムは、利水容量がなく、事前放流による容量確保ができないため、本規約において水系の情報伝達のメンバーという考えでよいか。</p> <p><回答></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報共有先として参画をお願いしたい。 ・洪水調節容量「0」としてダムのリストには残すことを想定しています。 	<p>・予定される治水協定の締結に向けて、既得利水者の理解を得るため、ダム管理者に一任することなく、河川管理者から丁寧な説明を行っていただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既得利水者についても、中電ダムの運用に大きく影響を受けるので、利水ダムの運用に密接に関連するダムに権利を有さない利水者も情報共有の対象とすべきではないか。 <p><回答></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事前放流ガイドライン（令和2年4月策定）の記載にある、事前放流の実施にあたっての留意事項により、河川管理者、ダム管理者、関係利水者は、あらかじめ協働して、水系ごとに締結した治水協定の内容など事前放流の実施について、関係地方公共団体に説明することとしています。 ・既得権利水者においては、オブザーバーとしての参画を予定しています。 	<p>・その他 大井川水系の事前放流の対象となる過去の降雨データ・水位データについて</p> <p><回答></p> <ul style="list-style-type: none"> ・基準降雨量については、別途案を提示させて頂く予定です。
静岡県経済産業部農地局	<p>・別表-1、別表-2 大代川ダムについて「治水」を「農地防災」に修正。</p> <p><回答></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ご意見のとおり修正いたします。 	<p>p1</p> <ul style="list-style-type: none"> ・詳細なシミュレーション等を行う前に洪水調節可能量等を示し、協定書を締結することは困難でる。 <p>P2.2 事前放流の実施方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事前放流は利水に影響を与えない範囲でなければ協定締結は困難であると考えられるため、事前放流の実施・解除の判断基準については、事前放流ガイドラインに計り検討の上、あらかじめ明記されたい。 <p><回答></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事前放流ガイドライン（令和2年4月策定）により、事前放流については、操作規則・施設管理規定・操作規定等に基づき、その開始基準や中止基準を規定する実施要領を、当ガイドラインに則して作成することが原則となります。 	

機関名（順不同・敬称略）	規約(案)に対する意見・提案	治水協定(案)に対する意見・提案	ガイドライン(抜粋案)本省提示資料
静岡県経済産業部農地局	<p>・締結日（5月29日）は、決定事項なのか。スケジュール的に難しいのではないか。</p> <p><回答></p> <p>・治水協定につきましては、5月中の締結を予定しております。</p> <p>・スケジュール等について不都合あれば、必要期間などご教授下さい。</p>		
静岡県大井川広域水道企業団	<p>・別表-1 協議会の構成員に環境部環境局長又は 県水利用課長を入れることを提案。</p> <p><回答></p> <p>・ご意見のとおり修正いたします。</p>	<p>・P1 <u>1.洪水調節機能強化の基本的な方針</u> 洪水調節可能容量を記載した後に、関係利水者が意見・提案を出せる機会を用意することを提案。</p> <p>・別紙の様式のうち、「長島ダム欄」については時期を分けて記載することを提案。</p> <p>・P3 <u>5.事前放流により深刻な水不足が生じないようにするための措置</u> 「調整が円滑に行われるよう努める」を「調整を行う」に修正。</p> <p>・P4 <u>6.洪水調節機能の強化のための施設改良が必要な場合の対応</u> 「関係利水者」を削除。</p> <p><回答></p> <p>・現在の記載内容については、関係省庁により調整された案として示された内容であるため、原則として提示の内容とさせて頂きたいと考えております。</p>	<p>・損失補填について</p> <p><回答></p> <p>・事前放流ガイドライン（令和2年4月策定）の記載にある、損失補填制度に定めるところにより、補填されることとなります。</p>

機関名（順不同・敬称略）	規約(案)に対する意見・提案	治水協定(案)に対する意見・提案	ガイドライン(抜粋案)本省提示資料
静岡県大井川広域水道企業団		<ul style="list-style-type: none"> ・別紙の様式のうち、「長島ダム欄」については時期を分けて記載すること提案。 <回答> ・ご意見のとおり修正いたします。 	

機関名（順不同・敬称略）	規約(案)に対する意見・提案	治水協定(案)に対する意見・提案	ガイドライン(抜粋案)本省提示資料
静岡県大井川広域水道企業団		<p>・今回の協定は、既に締結日が定まっているだけでなく、協定の内容自体も利水者（当企業団の場合は、受水団体の7市も含む。）に大きな影響や特別な負担を生じさせるものとなっている。このため、本来なら、協定締結前に、検討や議論、意見交換などを数回行って意見調整をすることが当然である。今回は協定の原案が示されたのが、3月に入ってからであり、締結日を5月29日としている。ついては、関係者と事務局とで十分意見交換する場を設置して欲しかったが、現在の新型コロナウイルスが猛威を振るう状況下を踏まえ、協定の決定（締結）前に、すくなくとも今回の意見・提案に対しては、必ず納得が得れる回答をして頂くことをお願いします。</p> <p><回答></p> <ul style="list-style-type: none"> ・治水協定につきましては、5月中の締結を予定しております。 ・スケジュール等について不都合があれば、必要期間などご教授下さい。 	

機関名（順不同・敬称略）	規約(案)に対する意見・提案	治水協定(案)に対する意見・提案	ガイドライン(抜粋案)本省提示資料
中部電力株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ・第3条 協議会の構成 ・委員の代理出席を可とすることを規定しなくて良いか。（例）委員は、協議会に出席できない場合には、代理の者を出席できるものとする。 ・第4条 幹事会の構成 ・幹事会の代理出席を可とすることを規定しなくて良いか。（例）幹事は、幹事会に出席できない場合には、代理の者を出席できるものとする。 ・幹事会に同じ組織内の関係者の出席（同席）は問題ないか。（若しくは、1組織に複数人の幹事を選定することは可能か。） ・情報の公開 ・協議会の公開や資料等の公表について、規定されていないが、原則公開となるのか。 ・記録 ・協議会の結果について齟齬が発生しないよう、議事録を残し委員に共有するのか。 <p><回答></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ご意見のとおり修正いたします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・P1の1項3つ目：洪水調節可能容量は、どのように算出するか。個体ダム設備や運用上の特性を反映できるよう考慮されたい。例えば、事前放流後も発電取水が可能なダム水位を確保できる容量等を考慮する。 ・P1の1項4つ目：「事前放流等は、洪水調節可能容量を活用し、この容量の範囲において行うこととする。」と記載されているが、事前放流の目標値となるのか、定義付けを明確にされたい。 ・P2の2項1つ目：「河川管理者である～ダム管理者へその旨を情報提供し、事前放流を実施する態勢に入るよう伝える。」と記載されているが、指示とならないか。 ・P2の2項（3）：具体的な操作を操作規程に記載する場合、事前放流が義務付けられるのか。（操作規程改定の雛型はあるか） <p><回答></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事前放流ガイドライン（令和2年4月策定）により、事前放流については、操作規則・施設管理規定・操作規定等に基づき、その開始基準や中止基準を規定する実施要領を、当ガイドラインに則して作成することが原則となります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・貯水位低下量設定方法について <p><回答></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事前放流ガイドライン（令和2年4月策定）の記載のある、貯水位低下量の算定方法により、算定されることとなります。

機関名（順不同・敬称略）	規約(案)に対する意見・提案	治水協定(案)に対する意見・提案	ガイドライン(抜粋案)本省提示資料
中部電力株式会社	<p>・ P2「事前放流の実施方針」5行目</p> <p>・ ダム情報に関し、横沢第二ダムは洪水吐ゲートがなく自然越流するダムのため、対象から除外されたい。</p> <p><回答></p> <p>・ 洪水調節容量「0」としてダムのリストには残すことを想定しています。</p>	<p>* P3の4項：表中1番目「既存ダムの貯水位、流入量、放流量（リアルタイムの値）」とあるが、ダム情報の伝送に関しては、国交省と弊社で協定を締結して実施している。協定により規定しているダム情報は、時間平均値の毎正時（ダム日誌記録）とゲート操作時の瞬時記録（ゲート操作記録）の2種類のみであり、ダム情報の使用は当協定内をお願いしたい。また、情報を第三者に提供する場合は、あらかじめ書面等により了承を得よう規定しているため対応願いたい。</p> <p>・ P5別紙：一類ダム（畑薙第一、井川）の事前放流を行う場合の操作についてご教示いただきたい。（予備放流水位の低下+遅らせ時間の延長?）</p> <p>* P5別紙：赤石、千頭、大間、寸又川、大井川、笹間川ダムは、洪水時に概ねフリーフローとなるため、事前放流の運用となった場合も洪水時はフリーフローを継続するものと考えている。畑薙第二、奥泉、境川ダムは、洪水時にオリフイスフローで予備放流水位等を維持する操作であるが、事前放流の運用となった場合の操作についてご教示いただきたい。</p> <p><回答></p> <p>・ 事前放流ガイドライン（令和2年4月策定）により、事前放流については、操作規則・施設管理規定・操作規定等に基づき、その開始基準や中止基準を規定する実施要領を、当ガイドラインに則して作成することが原則となります。</p>	<p>・ 損失補填について</p> <p><回答></p> <p>・ 事前放流ガイドライン（令和2年4月策定）の記載にある、損失補填制度に定めるところにより、補填されることになります。</p>

機関名（順不同・敬称略）	規約(案)に対する意見・提案	治水協定(案)に対する意見・提案	ガイドライン(抜粋案)本省提示資料
中部電力株式会社		<p>・ P 3 の 4 項：表中 2 番目「事前放流を実施するにあたっての気象情報」の方法の記載は、「・・・中部地方整備局へ情報提供」となっており、協議会関係者の情報共有とは性質が違う感じを受ける。</p> <p>・ P 2 の 2 項 1 つ目：「河川管理者である～ダム管理者へその旨を情報提供し、事前放流を実施する態勢に入るよう伝える。」と記載されているが、指示とならないか。</p> <p><回答></p> <p>・現在の記載内容については、関係省庁により調整された案として示された内容であるため、原則として提示の内容とさせて頂きたいと考えております。</p>	
中部電力株式会社		<p>・別紙－基準降雨量の考え方：基準降雨量はダム毎に設定するものではなく、長島ダムの基準降雨量以上の予想降雨量となった場合は、大井川水系の全ダムが事前放流の実施条件となるとの理解で良いか。</p> <p><回答></p> <p>・基準降雨量については、別途案を提示させて頂く予定です。</p>	
中部電力株式会社		<p>・事前放流の運用開始までのスケジュールをお示しいただきたい。</p> <p><回答></p> <p>・治水協定につきましては、5月中の締結を予定しております。</p> <p>・スケジュール等について不都合あれば、必要期間などご教授下さい。</p>	

機関名（順不同・敬称略）	規約(案)に対する意見・提案	治水協定(案)に対する意見・提案	ガイドライン(抜粋案)本省提示資料
中部電力株式会社		<p>・ P 1 【貯水位低下量設定方法】 2 つ目・：確保量算出法の流出係数の設定方法をご教示願いたい。</p> <p><回答></p> <p>・ 事前放流ガイドライン（令和 2 年 4 月策定）の記載のある、貯水位低下量の算定方法により、算定されることとなります。</p>	
中部電力株式会社		<p>・ P 2 【損失補填について】 ①発電：事前放流によりダム水位を低下した場合、落差の減少による発電電力量の減が発生するため、損失補填に含めてほしい。</p> <p>・ 弊社の水力発電所は、シリーズに配置されており、畑薙第一ダム、井川ダムの利水容量減少は下流発電所まで影響する。損失補填は、下流発電所を含めて考えていただきたい。</p> <p><回答></p> <p>・ 事前放流ガイドライン（令和 2 年 4 月策定）の記載にある、損失補填制度に定めるところにより、補填されることとなります。</p>	
中部電力株式会社		<p>・ 従来より降雨の少ないおよび無降雨の状況で事前放流を行うケースでは、河川を使用して事業を行う漁業組合や砂利採取業者の理解が得られないと、苦情や補償要求を受ける恐れがある。対応について国交省の考えを伺いたい。</p> <p>・ 事前放流に関わる河川入川者への注意喚起および住民への広報活動などの施策をお考えならご教示願いたい。</p> <p><回答></p> <p>・ 事前放流ガイドライン（令和 2 年 4 月策定）の記載にある、適切に事前放流操作を行うためのダムの管理体制の確保に定めるところにより、事前放流の実施に必要な体制を確保することとなります。</p>	

機関名 (順不同・敬称略)	規約(案)に対する意見・提案	治水協定(案)に対する意見・提案	ガイドライン(抜粋案)本省提示資料	基準雨量に対する意見・提案
<p>関東農政局</p>	<p>・別紙ー1について 協議会メンバーを以下のとおり修正。 組織 → 農林水産省関東農政局農村振興部 委員 → 地方参事官 幹事会メンバーを以下のとおり修正。 組織 → 農林水産省関東農政局農村振興部設計課 組織 → 農林水産省関東農政局西関東土地改良調査 管理事務所企画課 <回答> ・ご意見のとおり修正いたします。</p>		<p>・毎年、洪水が起り、取水制限がある河川で、事前放流をして回復しない場合、不特定かんがいの損失補填はどのように考えているのか教えて下さい。 <回答> ・かんがい等における損失補填の対象は、ガイドラインの記載では、ダムを水源に権利をもつかんがいであり、河川自流水の既得利水者は対象外としています。しかし、損失補填に関する具体的な手続きや算出方法について、後日別途整理するとされていますので、決まった時点で改めてお答えします。</p>	<p>・基準降雨量(案) (358mm/2日)発生時(H23.9洪水)の浸水被害は水害区域面積0.05ha・浸水家屋1棟であり、台風19号等を踏まえ、水害の激甚化等を勘案すべきとされた「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」からかけ離れているのではないかと <回答> ・基準降雨量(案)については、長島ダム下流の県管理区間において、長島ダム運用開始後(H14年以降)に浸水被害が発生した実績降雨の中で、最も被害が少なく、河床状況が現行河道に近い直近の実績降雨(H23年台風15号)を基準降雨量としています。 ・神座地点では、まだ余裕があるので基準降雨は、大きな値でよいのではないかと <回答> ・基準降雨量(案)については、県管理区間の改修進捗に合わせて、長島ダム地点を想定しています。 ・この頻度で事前放流を行うと作業が煩雑になり、水位が回復しないリスクが増すこととなる。 <回答> ・基準降雨量(案)については、県区間の河川整備計画の点検等、県管理区間の改修進捗に合わせて引き上げしていきます。</p>

機関名 (順不同・敬称略)	規約(案)に対する意見・提案	治水協定(案)に対する意見・提案	ガイドライン(抜粋案)本省提示資料	基準雨量に対する意見・提案
関東農政局	<p>・オブザーバーに水利調整協議会が新たに追加されたことから、幹事会において、オブザーバーにも協定締結前に説明をお願いしたい。</p> <p><回答></p> <p>・オブザーバーについても説明を予定しています。</p>			<p>・仮にこの基準降雨で行うとするならば、予報で基準降雨の半分しか降雨がない場合のダム回復水位のシミュレーションを示してほしい。</p> <p><回答></p> <p>・予測降雨量が基準降雨量に満たない場合は、事前放流は実施しません。</p> <p>・例えば、過去に降った雨について、予報と実態のと乖離実績で、ダム水位が回復する降雨を基準降雨とするなど。</p> <p><回答></p> <p>・基準降雨量(案)については、県区間の河川整備計画の点検等、県管理区間の改修進捗に合わせて引上げていきます。</p>

機関名 (順不同・敬称略)	規約(案)に対する意見・提案	治水協定(案)に対する意見・提案	ガイドライン(抜粋案)本省提示資料	基準雨量に対する意見・提案
<p>静岡県大井川広域水道企業団</p>	<p>・別表-1 協議会の構成に県環境部環境局長又は県水利課長を入れることを提案。</p> <p><回答></p> <p>・ご意見のとおり修正いたします。</p>	<p>・事務局の回答が「関係省庁により調整された案として示された内容であるため、原則として提示の内容とさせていただきます」とされておりますが、回答になっていません。</p> <p>・関係機関の意見を反映しようとする姿勢が全く見られません。いろいろな意見に対する回答のほとんどが「ガイドラインに記載してあるので」となっており、真摯に回答していただいたとは思えず、何のための意見照会（今回は三回目となっているが、実質は二回目である）なのか、疑問に感じます。</p> <p>・協定本体は、骨格的な項目や文言だけにして、細部や技術的内容については、「別に定める」とし、関係機関で協議が整った段階で定めてもいいのではないかと思います。</p> <p><回答></p> <p>・事前放流ガイドラインに基づき、今後ダム管理者において、事前放流について検討を行い、事前放流の実施要領を作成していく予定です。治水協定の提示案は、既存ダムの洪水調節機能強化に向けた政府方針に基づき、関係省庁が調整を重ね、作成された案をもとに作成したもので、大井川水系においても方針となるものと考えております。治水協定締結後において、事前放流などの開始基準や中止基準等を規定する実施要領や治水協定の情報共有などについて、関係者で共通認識となるよう今後説明していく予定です。</p>		

機関名 (順不同・敬称略)	規約(案)に対する意見・提案	治水協定(案)に対する意見・提案	ガイドライン(抜粋案)本省提示資料	基準雨量に対する意見・提案
静岡県大井川広域水道企業団		<p>・(長島ダムの全貯水容量)と記載しており、すべての利水容量を洪水調節可能容量とすることは、容認することはできない。</p> <p>・長島ダムの洪水調節可能容量は、ある程度の利水容量を確保したものとさせていただきたいため、今後、長島ダム管理者が洪水調節可能容量を記載した後に、関係利水者が意見・提案を出せる機会を用意していただきたい。</p> <p><回答></p> <p>・長島ダムの確保可能な容量は、6,800万m³ではありませんので修正して下さい。長島ダムの洪水調節可能容量は、1,696.2万m³になりますが、洪水調節可能容量については、協定書の記載事項になるため締結前に関係者へ記載内容の確認を行います。</p>		

機関名 (順不同・敬称略)	規約(案)に対する意見・提案	治水協定(案)に対する意見・提案	ガイドライン(抜粋案)本省提示資料	基準雨量に対する意見・提案
静岡県大井川広域水道企業団		<p>・「既存ダムの利水容量から水利用への補給を行う可能性が低い期間等にその期間を通じて事前放流をした状態と同等の状態とするとき」という表現の趣旨は、水利用が少ない時期に、さらに水位を低下させた運用をするという意味なのかどうか伺いたい。</p> <p>・仮に当該表現が、水利用が少ない時期に、さらに水位を低下させた運用をする趣旨ならば、水道用水は年間を通して大きな変動がないため、極端な水位低下を保持する運用を避けた表現にさせていただきたい。</p> <p><回答></p> <p>・事前放流により確保する容量は、ダム管理者より設定されることになります。</p> <p>・水位を低下させた状態とする貯水位運用を行う期間についても、ダム管理者により設定されることになりますが、大井川水系にはありません。</p> <p>・事前放流実施の判断時に必要な確保容量があれば、事前放流を実施する必要はありません。</p>		
静岡県大井川広域水道企業団		<p>・「関係者間の水利用の調整が円滑に行われるよう努める」を「関係者間の水利用の調整を行う」に修正していただきたい件について、河川管理者が「主体となって調整します」という意味合いを表現してほしい。</p> <p><回答></p> <p>・治水協定については、政府において関係省庁により調整された内容であるため、それに合わせた記載となっていることを、ご理解下さい。</p> <p>・河川管理者として、協議会により情報共有を行い、湧水調整・対策が円滑、合理的に行われるように努めます。</p>		

機関名 (順不同・敬称略)	規約(案)に対する意見・提案	治水協定(案)に対する意見・提案	ガイドライン(抜粋案)本省提示資料	基準雨量に対する意見・提案
静岡県大井川広域水道企業団		<p>・「河川管理者と当該ダム管理者及び関係利水者が協働し、・・・必要な対応を進めていくこととする」から「関係利水者」を削除して頂きたい。</p> <p>・「利水関係者」が「協働する」とはどのような意味を有しているのか示していただきたい。また、「協働」の定義も示していただきたい。</p> <p>・仮に、利水関係者にも施設改良のための費用負担をしてもらうことならば、到底受け入れられない。</p> <p>・規定から「関係利水者」を削除いただきたい。</p> <p><回答></p> <p>・大井川水系では、現時点で施設改良を予定するダムはありませんので、6. を削除して提示します。施設改良が必要となった場合は、その時点で協議会に協議させていただきたいと考えます。</p>		

機関名 (順不同・敬称略)	規約(案)に対する意見・提案	治水協定(案)に対する意見・提案	ガイドライン(抜粋案)本省提示資料	基準雨量に対する意見・提案
静岡県大井川広域水道企業団		<p>・ 損失補填に対して協定締結前に、説明会を開催して質疑応答の場を設けていただきたい。</p> <p>・ 協定案に損失補填に係る規定を盛り込んでいただきたい。</p> <p>・ ガイドラインの規定では、「損失補填制度にあてることができるものとする」とあるが、原因は利水者側にはないのだから、「あてるものとする」に修正すべきである。修正しない理由を教えてください。</p> <p>・ 水道についての補填内容はかなり限定的な規定となっている。ガイドラインの規定は、水道事業者を想定した規定であり、水道用水供給事業者を想定した規定になっていない。</p> <p>・ 受水団体（関係リス者を構成する7市）が対策のために負担する経費を広く補填の対象とすべきと考える。</p> <p><回答></p> <p>・ 治水協定については、政府において関係省庁により調整された内容であるため、それに合わせた記載となっていることを、ご理解下さい。</p> <p>・ 広報活動費や代替水源対策費用の損失補填については、その状況や合理的理由が必要となりますが、市町等も対象となります。</p>		

機関名 (順不同・敬称略)	規約(案)に対する意見・提案	治水協定(案)に対する意見・提案	ガイドライン(抜粋案)本省提示資料	基準雨量に対する意見・提案
東遠工業用下水道企業団	<p>・別表1及び2について、以下のとおり修正をお願いします。</p> <p>(誤) 東遠工業用水企業団 (正) 東遠工業用下水道企業団</p> <p><回答> ・ご意見のとおり修正いたします。</p>	<p>・4ページについて、以下のとおり修正をお願いします。</p> <p>(誤) 東遠工業用水事業団企業長代理 (正) 東遠工業用下水道企業団企業長</p> <p><回答> ・ご意見のとおり修正いたします。</p>		
中部電力株式会社	<p>・現在、協議会が設立されていない状態であるが、協議会にて治水協定締結に向けた合意形成を図ることを規約案に定めている。今後、どのような手順、スケジュールで進められるかお示し願いたい。</p> <p><回答> 5月22日に、再修正案の共有します。 5月27日 規約、協定、基準降雨量(案)の意見集約を行います。 5月28日 最終案と協議会の発足、協定書の締結に係る裁決書を送付します。 5月29日 各位からの合意が得られた場合に協議会の発足と協定書の締結をさせていただく予定です。 6月より、協定文を持ち回り郵送して、書面の調印と協議会オブザーバーへの説明会を開催する予定です。</p>	<p>・治水協定締結期日について、5月中を提示されているが、協議会で承認された以降に社内決裁手続きが必要となるため、手続き期間について配慮願いたい。</p> <p>・事前放流のルール策定に当たっては、実施要領の作成を定めているが、具体的な条件設定および長島ダムとの連携等の事項については、水系の水運用に影響するため、協定締結前までに基本的事項は河川管理者の合意を得たいため対応願いたい。</p> <p><回答> ・本局河川管理課、静岡河川事務所、長島ダム管理所、中部電力の4者で連携操作について打合せの場を持つことを予定しています。</p>	<p>・P4「2)以下の簡易式による方法」において、参考資料3参照と示されている。参考資料3については、ほぼ洪水量以上が確保容量として算定されているが、実際のダム操作では、既存の操作規程による操作を行うものとするを承知されたい。(P7「2.4事前放流の中止の基準」に洪水時は洪水時操作へ移行の記載あり)</p> <p><回答> ・事前放流ガイドライン及び既存の操作規定に基づいて行っていただければと考えます。</p>	<p>・既得利水者への利水供給を担う立場から、事前放流の機会が増加するほど利水供給支障リスクが増大するとの考えから、基準降雨量の設定に関しては、浸水被害が抑制できる範囲で超過確率年数を延伸できないかとのスタンスである。</p> <p>・今回案は平成23年9月実績より算定しているが、浸水リスクが高い箇所は河床掘削などの対策が進められている状況を確認でき、通水能力が向上していると推察される。こうした要素を加味した基準降雨量に見直しが可能か検討願いたい。</p> <p><回答> ・基準降雨量(案)については、長島ダム下流の県管理区間において、長島ダム運用開始後(H14年以降)に浸水被害が発生した実績降雨の中で、最も被害が少なく、河床状況が現行河道に近い直近の実績降雨(H23年台風15号)を基準降雨量としています。 ・県河川課へ確認し、平成23年9月の被害実績は河床掘削などの対策済みとなっていないため設定を考えました。 ・基準降雨量(案)については、県区間の河川整備計画の点検等、県管理区間の改修進捗に合わせて引上げていきます。</p>

機関名 (順不同・敬称略)	規約(案)に対する意見・提案	治水協定(案)に対する意見・提案	ガイドライン(抜粋案)本省提示資料	基準雨量に対する意見・提案
中部電力株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ・誤字修正：第3条3 議長→会長 ・誤字修正：第5条 ……必要な情報区間…→…必要な情報交換… ・別表-1 大井川水系ダム管理連絡調整協議会の委員、幹事 (協議会) 中部電力株式会社静岡水力センター塩郷水力制御所 所長 (幹事会) 中部電力株式会社静岡水力センター業務課スタッフ副長 <p><回答></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ご意見のとおり修正いたします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ダムの情報伝送に関し、既存の協定書内での対応および第三者提供に関する書面による同意取得に対する回答をお願いしたい。 <p><回答></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報伝送に伴う確認や同意に向けた調整を速やかに行います。 		

機関名 (順不同・敬称略)	規約(案)に対する意見・提案	治水協定(案)に対する意見・提案	ガイドライン(抜粋案)本省提示資料	基準雨量に対する意見・提案
中部電力株式会社		<p>・【損失補填について】に関し、事前放流ガイドラインの記載内容は承知しているが、当記載内容では判断ができない事から、落差減少による減電およびシリーズ発電所における下流発電所の減電に対する損失補填についてご教示願いたい。</p> <p><回答></p> <p>・ガイドラインに従前と同等に回復しないことに起因して生じる電力の減少に対してとあるように減電に伴う補填は合理的な理由のもと対象となります。損失補填に関する具体的な手続きや算出方法について後日別途整理するとされているので、示された時点で改めてお知らせします。</p>		
中部電力株式会社		<p>・河川利用者（漁業組合、砂利採取業者等）の対応および河川入川者や住民への対応について、必要な体制を確保されるとの回答であるが、具体的な対応策があればご教示願いたい。また、既得利水者への理解獲得についても対応願いたい。</p> <p><回答></p> <p>・事前放流については、操作規則・施設管理規定・操作規定等に基づき、その開始基準や中止基準等を規定する実施要領を、ガイドラインに即して作成することになります。</p> <p>・事前放流については、降雨予測が小さくなれば、事前放流の中止等により、できるだけ事前放流による影響が小さくする対応を実施いたします。それでも水位が回復しなかった場合には、水利調整協議会を通じてご協力をお願いすることになります。</p>		

機関名 (順不同・敬称略)	規約(案)に対する意見・提案	治水協定(案)に対する意見・提案	ガイドライン(抜粋案)本省提示資料	基準雨量に対する意見・提案
東京電力リニューアブルパワー株式会社	<p>・情報共有先として参画をお願いしたい”との回答を頂いたが、委員・幹事の表とオブザーバーの表の両方に当社名が記載されている。これはオブザーバーのみの標記となると理解すればよいのか？</p> <p>・その場合は、協定締結の対象外となる理解で良いか？逆に、現状の規約(案)どおり、委員・幹事の表に当社の記載が残される場合には、当社の役割はどのようなになるか？</p> <p><回答></p> <p>・前回の回答時に、洪水調節可能容量容量について考慮されておらず回答に語弊がありました。</p> <p>・洪水調節可能量は、3日前から水位を低下させ確保出来る容量(政府発表値)を記載します</p> <p>・田代ダムは、9.6万m3が洪水調節可能容量になります。放流先が富士川水系になっても、貯水池容量を確保する事が、大井川水系の治水にも貢献する事になるため、協定の対象者となります。</p> <p>・協議会及び幹事会に記載を残して、オブザーバーは削除します。</p>	<p>・協定締結日として5月29日との日付が記載されているが、社内の承認・手続き上、ご希望に添えない場合があることをご承知いただきたい。</p> <p><回答></p> <p>5月22日に、再修正案の共有します。</p> <p>5月27日 規約、協定、基準降雨量(案)の意見集約を行います。</p> <p>5月28日 最終案と協議会の発足、協定書の締結に係る裁決書を送付します。</p> <p>5月29日 各位からの合意が得られた場合に協議会の発足と協定書の締結をさせていただきます予定です。</p> <p>6月より、協定文を持ち回り郵送して、書面の調印と協議会オブザーバーへの説明会を開催する予定です。</p>		

機関名 (順不同・敬称略)	規約(案)に対する意見・提案	治水協定(案)に対する意見・提案	ガイドライン(抜粋案)本省提示資料	基準雨量に対する意見・提案
東京電力リニューアブルパワー株式会社		<p>・洪水調節容量「0」として～残すことを想定”との回答を頂いたが、洪水調節可能容量も「0」との認識で良いか？</p> <p><回答></p> <p>・洪水調節可能量は、3日前から水位を低下させ確保出来る容量（政府発表値）を記載します</p> <p>・田代ダムは、9.6万m3が洪水調節可能容量になります。放流先が富士川水系になっても、貯水池容量を確保する事が、大井川水系の治水にも貢献する事になるため、協定の対象者となります。</p>		
静岡県くらし・環境部環境局水利用課	<p>・当課の備考欄の「関係利水者 上水」と記載されていますが、当課は治水協定等という関係利水者（ダムに権利を有する者）の立場には該当しません。大井川水利調整協議会の事務局の立場として幹事会に参加すると、以前貴事務所から説明をいただいていることから、「関係利水者」ではなく空欄が適当ではないか。</p> <p><回答></p> <p>・ご意見のとおり修正いたします。</p>	<p>・「洪水調節可能容量の範囲内」で事前放流の量を設定するとあるが、設定するのは河川管理者か、ダム管理者か。</p> <p><回答></p> <p>・ダム管理者です。ダムの洪水調節可能容量については、3日前から低下させて確保できる容量（政府発表値）を記載しています。</p> <p>・天竜川水系ダム管理連絡調整協議会準備会においては、浜松河川国道事務所から、利水ダムについては令和元年12月12日付け「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」における情報共有の対象外とする方針に変更となったと説明を受けているが、同じ整備局管内で方針が異なることについて説明をお願いしたい。</p> <p><回答></p> <p>・天竜川水系ダム管理連絡調整協議会準備会において「利水ダムについては令和元年12月12日付け「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」における情報共有の対象外とする方針に変更となった。」との内容が理解できませんが、事前放流ガイドラインでは、関係する利水ダムは対象と考えます。</p>		<p>・事前放流ガイドラインp1では、ダムごとに基準降雨量を設定することを基本とし、難しい場合は共通の基準を使用することとなっている(p2注釈)。大井川水系でダムごとで設定しない理由を御教授いただきたい。</p> <p>・各ダムの予測に使用する降雨予測は長島ダム上流域で予測される同一のものを使用するということか。</p> <p><回答></p> <p>・ダム毎に基準降雨量を定めるには、あらゆる制約があり、早期決定は難しいため、災害のあった長島ダム地点での実績降雨を共通の基準としています。</p> <p>・長島ダムの基準降雨量があった時（平成23年9月19日）各ダム地点での降雨量を算定し、事前放流の実施を行っていただきたいです。</p>

機関名 (順不同・敬称略)	規約(案)に対する意見・提案	治水協定(案)に対する意見・提案	ガイドライン(抜粋案)本省提示資料	基準雨量に対する意見・提案
<p>静岡県くらし・環境部環境局水利用課</p>	<p>・「大井川水利調整会議」を「大井川水利調整協議会」に訂正 <回答> ・ご意見のとおり修正いたします。 「大井川水利調整協議会」とは、大井川水利調整協議会の構成員のうち、別表-1、2の委員・幹事に含まれない利水者（下段記載の既得利水者と同義）という理解でよろしいか。なお、 <回答> ・ご意見のとおり、既得利水者と同義と考えます（既得利水者の欄を削除します。） 大井川水利調整協議会の構成員は複数の利水団体であるので、（案）の表記より、各団体名を記載した方がよい。 <回答> ・既得利水者の団体名記載については別途調整します。</p>	<p>・本工程表（素案）は治水協定（素案）における「6」に記載の「別紙工程表」でよいか。 <回答> ・大井川水系では、現時点で施設改良を予定するダムはありませんので、6. を削除して提示します。施設改良が必要となった場合は、その時点で協議会に協議させていただきたいと考えます。 ・治水協定締結とダム運用の詳細なシミュレーションの時系列が明確でない。事前放流ガイドラインに基づくダム運用の詳細なシミュレーション方法等が示されない段階では協定の締結は困難であり、本工程とは別で構わないので令和2年6月までの工程を示していただきたい。 <回答> ・事前放流ガイドラインに基づき、今後ダム管理者において、事前放流について検討を行い、事前放流の実施要領を作成していく予定です。治水協定は既存ダムの洪水調節機能強化に向けた関係機関の統一的な方針となるものと考えております。そのことから、治水協定締結後において、事前放流については、その開始基準や中止基準等を規定する実施要領について関係者で共通認識となるよう説明していく予定です。</p>		<p>・「基準雨量の設定」の説明資料について、参考のために、暫定値でも直近（R元年度）までのデータも併せて示していただきたい。 <回答> ・基準降雨量（案）については、長島ダム下流の県管理区間において、長島ダム運用開始後（H14年以降）に浸水被害が発生した実績降雨の中で、最も被害が少なく、河床状況が現行河道に近い直近の実績降雨（H23年台風15号）を基準降雨量としています。データがそろった段階でH31、R1も記載します。 ・基準雨量（案）以上の降雨が予測された際、事前放流ガイドラインに基づき事前放流量を算定した場合、事前放流量が各ダム地点で何日前からどの程度となり、予測が外れた場合にどの程度で事前放流前まで回復すると想定しているのかを御教授いただきたい。 <回答> ・洪水に対する事前放流の実施判断は3日前から行うことを基本としています。 ・事前放流操作を行っている場合において、予想降雨量が当初の予想降雨量から変化し、実施判断条件に該当しなくなった場合には、事前放流操作を中止することになります。</p>

機関名 (順不同・敬称略)	規約(案)に対する意見・提案	治水協定(案)に対する意見・提案	ガイドライン(抜粋案)本省提示資料	基準雨量に対する意見・提案
静岡県くらし・環境部環境局水利用課	<p>・オブザーバーに対する同様の意見照会は予定しているのか。</p> <p><回答></p> <p>・オブザーバーについても、情報提供や意見照会を必要に応じて行います。</p>	<p>・利水に影響を与えず、より効果的に事前放流を実施するためにも、利水ダムを含めた既存ダムの堆砂対策が有効であると考えられるため、是非具体的な対応策の実施をお願いしたい。</p> <p><回答></p> <p>・水系の土砂問題については、総合土砂管理の観点から検討や計画を行っています。今後も土砂問題について土砂管理に関係機関と連携して進めていくこととしています。</p>		<p>・静岡県で河道掘削を実施した効果を、いつの段階で基準降雨量(案)に見込む予定なのか御教授いただきたい。</p> <p><回答></p> <p>・基準降雨量(案)については、県区間の河川整備計画の点検等(進捗状況)にあわせて点検し、県管理区間の改修進捗に合わせて引上げていきます。</p> <p>・七曲りブロック河川整備計画では、長島ダムでは、中流七曲りブロックの流下能力が低いことから、洪水時の放流量が制限され、大規模な洪水が発生した際には洪水調節機能が十分に発揮できない場合があると記載されている。平成23年台風15号の浸水被害はこの流下能力の低い箇所が発生しており、事前放流を実施したとしても、洪水被害が減じられるのは、事前放流で確保した長島ダムの利水容量分が主であるという理解でよいか。</p> <p><回答></p> <p>・利水ダムを含めダムに洪水を貯留することで、ダム下流河川の水位が低下することとなります。そのため、流下能力が低い地点の上流域にあるダムが洪水の貯留を行うことで洪水被害は減じられることが期待できます。</p>

機関名 (順不同・敬称略)	規約(案)に対する意見・提案	治水協定(案)に対する意見・提案	ガイドライン(抜粋案)本省提示資料	基準雨量に対する意見・提案
静岡県くらし・環境部環境局水利用課		<p>・情報共有(2, 3, 4)、利水への影響を生じさせない措置(5)、定めのない事項や疑義の協議(7)の対象者にダムに権利を有さない既得利水者が含まれないとのことだが、既得利水者についても、中電ダムの運用に大きく影響を受けるので、ダム管理者に一任することなく、河川管理者から丁寧な説明を行い、理解を求めることや、情報共有を図ることを引き続きお願いしたい。今回オブザーバーに既得利水者が参画するとの案が示されたが、オブザーバーに関しても協定書の記載内容に関して情報提供や意見照会を行う予定はあるのか。</p> <p><回答></p> <p>・オブザーバーについても、情報提供や意見照会を必要に応じて行います。</p>		<p>・事前放流ガイドライン2.2.2(1)では、事前放流量からはダム空容量や洪水調節の放流量や防災操作に伴う放流を差し引くことになっている。よって、今回示された基準雨量(案)以上であっても、算出される事前放流量が0となる場合もあり得ると考えるが、その場合は事前放流しないという理解でよいか。また、事前放流量の算出はあくまで事前放流ガイドラインに基づき算出するという理解でよいか(洪水調節の放流量や防災操作に伴う放流量は、実運用と乖離があってもあくまでダム操作規則に基づき算出する)。</p> <p><回答></p> <p>・貯水位低下量の算定は、予測時点で空き容量がある場合にはそれを減じることを定めており、空き容量が十分確保出来る場合は、貯水位低下を行う必要はありません。</p>
静岡県くらし・環境部環境局水利用課		<p>・損失補償について、事前放流ガイドラインによると、対象はダム管理者および関係利水者(ダムに権利を有する者)に限定されるため、電力ダムの運用に大きく影響を受ける既得利水者は対象外になるということか。または、水系ごとの事情を踏まえた判断もあり得るのか。</p> <p><回答></p> <p>・かんがい等における損失補償の対象は、ガイドラインの記載では、ダムを水源に権利をもつかんがいであり、河川自流水の既得利水者は対象外としています。しかし、損失補償に関する具体的な手続きや算出方法について、後日別途整理するとされていますので、決まった時点で改めてお答えします。</p>		

機関名 (順不同・敬称略)	規約(案)に対する意見・提案	治水協定(案)に対する意見・提案	ガイドライン(抜粋案)本省提示資料	基準雨量に対する意見・提案
静岡県くらし・環境部環境局水利用課		<p>・中部電力の利水ダムは発電用ダムであるが、既得利水者を含む下流利水者はそのダム運用に大きく依存している。このため、貯水位が回復しないこと（いわゆる空振り）を絶対に避ける必要がある。利水に影響を与えないための具体的対応について検討する旨事前放流ガイドラインにも記載があり、協定締結前に示す必要があると考えるが、利水に影響を与えないための具体的対応の検討はいつ、どの段階で行うのか御教授いただきたい。</p> <p><回答></p> <p>・大井川水系の上流にはダムが連続して配置されており、現在、事前放流ガイドラインを基に、ダム管理者間の調整を含め検討を行っています。その後、各ダムの事前放流の実施要領を作成していく予定です。治水協定締結後速やかに事前放流の実施要領について関係者で共通認識となるよう説明し進めていく予定です。</p>		

機関名 (順不同・敬称略)	規約(案)に対する意見・提案	治水協定(案)に対する意見・提案	ガイドライン(抜粋案)本省提示資料	基準雨量に対する意見・提案
静岡県くらし・環境部環境局水利用課		<p>・ 濁水傾向の場合は実施の条件にあたっては事前放流を実施しないなど、実施判断にあたっては利水に確実に影響がないような対応をお願いしたい。具体的にどのような対応を想定しているのか御教授いただきたい。</p> <p><回答></p> <p>・ 濁水傾向にあり、洪水調節可能容量が確保できていれば、事前放流は実施しません。</p>		
静岡県くらし・環境部環境局水利用課		<p>・ 事前放流の実施にあたっては、空振りをさけるため、MSM (39 時間予測) を優先してほしい。また、事前放流を3日前から行うことなく、MSMの予測により、39 時間前から行うべきである。</p> <p><回答></p> <p>・ 事前放流ガイドライン予測雨量の設定方法に基づき3日前からの実施を基本とし、気象庁の全球モデル(GSM)による数値予報と、メソモデル(MSM)による数値予報を併せて用い、2種類の予測雨量のいずれか大きいものによって基準降雨以上であるかどうかを確認します。</p> <p>・ 事前放流実施中に予測雨量が変わり、基準降雨以下になった場合は、事前放流を中止し空振りをさけることに努めます。</p>		

機関名 (順不同・敬称略)	規約(案)に対する意見・提案	治水協定(案)に対する意見・提案	ガイドライン(抜粋案)本省提示資料	基準雨量に対する意見・提案
<p>静岡県くらし・環境部環境局水利用課</p>		<p>・平成30年12月に長島ダム管理所様から事前放流の説明を受けた際には、河川利用に支障のない範囲とすると、事前放流可能量は最大900m³/sであるとのことであった。上流の中電ダムからの事前放流量についても、基本的には事前放流ガイドラインに基づき算出するもの、最終的には長島ダムからの事前放流量に支障がないよう考慮して決定することになるのか。また、その判断は誰が行うことになるのか。</p> <p><回答></p> <p>・事前放流の放流量についてはダム管理者により決定することになります。操作規則・施設管理規定・操作規定等に基づき、その開始基準や中止基準等を規定する実施要領を、ガイドラインに即して作成することを原則としています。今後関係する各ダム管理者による調整が行われることとなります。</p> <p>・平成30年12月に長島ダム管理所様から事前放流の説明を受けた際には、事前放流量は、「予測が外れた場合でも2日以内で回復する量以内」に限定するとのことであった。事前放流ガイドラインにはこのような具体的な基準は明記されていないが、大井川水系ではこの考えを継承するのか。</p> <p><回答></p> <p>・長島ダムでの考え方は、基本的に継承されると考えます。今後関係する各ダム管理者による調整が行われることとなります。</p> <p>・事前放流を行っている場合において、予測雨量が当初の予測雨量から変化し、実施判断条件に該当しなくなった場合には事前放流は中止します。</p>		

機関名 (順不同・敬称略)	規約(案)に対する意見・提案	治水協定(案)に対する意見・提案	ガイドライン(抜粋案)本省提示資料	基準雨量に対する意見・提案
静岡県くらし・環境部環境局水利用課		<p>・今回、洪水調節可能量等の記載を依頼されているが、どのような基準で量を算出するのか。事前放流ガイドラインには基準が明記されていないため、御教授いただきたい。また、各ダムで独自の判断もあり得るということか。</p> <p><回答></p> <p>・ダムの洪水調節可能容量については、3日前から低下させて確保できる容量（政府発表値）を記載しています。</p> <p>・各ダムの運用や上下流のダムの運用により独自の判断もあると考えます。</p>		
静岡県くらし・環境部環境局水利用課		<p>・事前放流の目安となる洪水調節可能容量・基準降雨量のみ示されても、どの程度利水に影響があるのか不明。これらの数値を示した上で治水協定を締結し、操作規則・施設管理規定・操作規則を協定締結までに変更するならば、まず上記数値に基づき事前放流した場合の詳細なシミュレーション等を示し説明する必要があると考えるが、シミュレーションを示す予定はあるのか。また、協定締結を目指す5月末までにこれらの説明を含め、どのような工程を予定しているか御教授いただきたい。</p> <p><回答></p> <p>・大井川水系の上流にはダムが連続しており配置されており、現在、事前放流ガイドラインを基に、ダム管理者間の調整を含め検討を行っています。その後、各ダムの事前放流の実施要領を作成していく予定です。治水協定締結後速やかに事前放流の実施要領について関係者で共通認識となるよう説明し進めていく予定です。</p>		

機関名 (順不同・敬称略)	規約(案)に対する意見・提案	治水協定(案)に対する意見・提案	ガイドライン(抜粋案)本省提示資料	基準雨量に対する意見・提案
静岡県くらし・環境部環境局水利用課		<p>・洪水調節可能容量、水位を低下させた状態とする貯水運用を行う期間、水位を低下させた状態により確保可能な容量が報告された段階で同様の意見照会をお願いしたい。</p> <p><回答></p> <p>5月22日に、再修正案の共有します。</p> <p>5月27日 規約、協定、基準降雨量(案)の意見集約を行います。</p> <p>5月28日 最終案と協議会の発足、協定書の締結に係る裁決書を送付します。</p> <p>5月29日 各位からの合意が得られた場合に協議会の発足と協定書の締結をさせていただき予定です。</p> <p>6月より、協定文を持ち回り郵送して、書面の調印と協議会オブザーバーへの説明会を開催する予定です。</p>		
静岡県河川砂防局河川企画課				<p>事前放流ガイドラインにおける基準降雨量の設定方法では、「当該ダム下流の河川における現況の流下能力に相当する規模の洪水を設定し算定」とある。</p> <p>また、本県が策定した「大井川水系中流七曲りブロック河川整備計画」においても、現況流下能力を考慮して、現在の基準降雨量より小さな雨量を河川整備計画の計画雨量として設定している。</p> <p>ガイドライン等に基づけば、提案のものより小さい基準降雨量を設定することも考えられるが、近年最も被害が少ない降雨を対象に設定している理由を御教示いただきたい。</p> <p><回答></p> <p>・基準降雨量(案)については、長島ダム下流の県管理区間において、長島ダム運用開始後(H14年以降)に浸水被害が発生した実績降雨の中で、最も被害が少なく、河床状況が現行河道に近い直近の実績降雨(H23年台風15号)を基準降雨量としています。実績降雨の場合は、その当時の利水ダムの貯留状況も反映した形となります。計画雨量を否定するつもりはありませんが、計画雨量とは切り離して考えていることを、ご理解下さい。</p>

機関名 (順不同・敬称略)	規約(案)に対する意見・提案	治水協定(案)に対する意見・提案	ガイドライン(抜粋案)本省提示資料	基準雨量に対する意見・提案
静岡県経済産業部農地局	<p>(規約本文)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3条の2 会長ではなく、議長ではないですか。 <p><回答></p> <ul style="list-style-type: none"> ・会議において、事務所に発言を求める場合もあることから、議長ではなく、会長としております。 <p>(別表1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織名の「静岡県経済産業部農地局農地計画課」を「静岡県経済産業部農地整備課」に修正願います。 ・備考の「関係利水者 その他 農地防水」を「ダム管理者 農地防災」に修正願います。 <p><回答></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ご意見のとおり修正いたします。 			

機関名 (順不同・敬称略)	規約(案)に対する意見・提案	治水協定(案)に対する意見・提案	ガイドライン(抜粋案)本省提示資料	基準雨量に対する意見・提案
静岡県経済産業部農地局	<p>(別表2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・備考の「関係利水者 その他 農地防災」を「ダム管理者 農地防災」に修正願います。 ・オブザーバーに「静岡県経済産業部農地局農地計画課」 「技監」を追加願います。 <p><回答></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ご意見のとおり修正いたします。 ・オブザーバーに入る既得水利者等へ設立前に説明をお願いしたいです。 <p><回答></p> <ul style="list-style-type: none"> ・オブザーバーについても説明を予定しています。 			
静岡県経済産業部農地局	<p>(別表1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織名の「島田市産業観光部 部長」を委員から削除願います。 <p><回答></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ご意見のとおり修正いたします。 <p>(別表2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オブザーバーに「島田市産業観光部 農林整備課課長」を、同備考欄に「大代川農地防災ダム管理受託」を追加願います。 <p><回答></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ご意見のとおり修正いたします。 	<p>情報共有の在り方 (P3) 事前放流を実施するにあたっての気象情報 (降雨予測方法等) の方法に「・・・中部地方整備局 (河川管理者) ・・・」となっているが「・・・中部地方整備局静岡河川事務所 (河川管理者) ・・・」になるのではないのでしょうか。</p> <p><回答></p> <p>ご指摘のとおり修正します。</p> <p>テレメータの公開をもって項目「情報網」と考えてよろしいでしょうか。情報網とは具体的にどのようなものを想定しているのでしょうか。</p> <p><回答></p> <p>緊急時対応に必要となる各ダムの水位や流入量・放流量などの防災情報のリアルタイムデータを河川管理者である国土交通省 (地方整備局) に集約し適宜関係者間に共有し、運用出来るようにする事を想定しています。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・基準雨量は、一律、長島ダム地点での降雨量で行うということよろしいでしょうか。 <p><回答></p> <ul style="list-style-type: none"> ・基準雨量 (案) は、長島ダム地点での一律の判断です。各ダムの予測に使用する降雨予測量は、各ダム地点で考えて頂きたいです。 ・基準雨量の根拠は、今回示していただきましたが、予測が外れた場合の回復予測を示していただくことは可能でしょうか。 <p><回答></p> <ul style="list-style-type: none"> ・回復予測は、各ダム管理者で検討するので、現時点ではお示し出来ませんが、今後ダム管理者において、事前放流について検討を行い、事前放流の実施要領を作成していく予定です。治水協定は既存ダムの洪水調節機能強化に向けた関係機関の統一的な方針となるものと考えております。そのことから、治水協定締結後において、事前放流については、その開始基準や中止基準等を規定する実施要領について関係者で共通認識となるよう説明していく予定です。

機関名 (順不同・敬称略)	規約(案)に対する意見・提案	治水協定(案)に対する意見・提案	ガイドライン(抜粋案)本省提示資料	基準雨量に対する意見・提案
静岡県 経済産業部 農地局	<p>規約別表-2</p> <p>・島田市産業観光部農林整備課 課長を削除願います。</p> <p><回答></p> <p>・ご指摘のとおり修正いたします。</p>	<p>別紙</p> <p>・大代川農地防災ダムは常時空であるため、事前放流により、低下できる水位はありません。洪水調節可能容量の欄には、有効貯水量が記載してありますが、これは全国一律で共通した記載方法ということでしょうか。</p> <p><回答></p> <p>・洪水調節可能容量は、3日前から水位を低下させ確保できる容量（政府発表値）を記載しています。</p> <p>・これは、全国統一の記載方法になります。</p>		
関東農政局	<p>○別表-1 委員について</p> <p>「農林水産省関東農政局農村振興部 地方参事官」の下欄に</p> <p>「農林水産省関東農政局西関東土地改良調査管理事務所 所長」を追加してください。</p> <p>(※幹事の欄と同様に、一つの枠内に追加)</p> <p><回答></p> <p>・ご意見のとおり修正いたします。</p> <p>オブザーバーについて</p> <p>●オブザーバーの大井川水利調整協議会を天竜川水系に合わせて構成員である組織名を追加すると共に意見集約できるようにお願いしたい。</p> <p><回答></p> <p>・オブザーバーの記載については、ご意見のとおり修正いたします。</p> <p>・オブザーバーについても、協議会、幹事会の参加を通じて意見集約できるようにさせていただきます。</p>	<p>5. 事前放流により深刻な水不足が生じないようにするための措置</p> <p>上記に記述について、河川管理者は情報提供だけ行い、水不足に協力しないように思われるため、「河川管理者が協力する」の文章に修正できないか。</p> <p>また、ダム水位が回復しなかった場合の具体的な対応策はあるのか。(代替水源や維持流量の減水など)</p> <p><回答></p> <p>・治水協定については、政府において関係省庁により調整された内容であるため、それに合わせた記載となっていることを、ご理解下さい。</p> <p>・事前放流については、降雨予測が小さくれば、事前放流の中止等により、できるだけ事前放流による影響を小さくする対応を実施いたします。それでも水位が回復しなかった場合には、水利調整協議会を通じてご協力をお願いすることになります。</p>		<p>基準降雨量の考え方について</p> <p>県区間の改修進捗に合わせるとのことだが、スケジュールを示してほしい。</p> <p>昨年の10月に長島ダム単独での事前放流について説明があったときに降雨量が半分になってもダムの水位が回復したとのシミュレーションを示してもらったが、井川ダムや畑薙ダムでも同じように降雨量が半分になってもダムの水位が回復するのか確認したい。(長島ダム単独での事前放流は年1回程度の頻度との説明から)</p> <p><回答></p> <p>・基準降雨量(案)については、県区間の七曲りブロック河川整備計画の段階的整備に合わせて点検し、改修の進捗に合わせて引上げていきます。</p> <p>・大井川水系の上流にはダムが連続して配置されており、現在、事前放流ガイドラインを基に、ダム管理者間の調整を含め検討を行っています。その後、各ダムの事前放流の実施要領を作成していく予定です。治水協定締結後速やかに事前放流の実施要領について関係者で共通認識となるよう説明し進めていく予定です。</p> <p>・ダム水位回復の資料については、今後このような資料提示が出来るかも含めてダム管理者と調整させて頂く予定です。</p>

機関名 (順不同・敬称略)	規約(案)に対する意見・提案	治水協定(案)に対する意見・提案	ガイドライン(抜粋案)本省提示資料	基準雨量に対する意見・提案
関東農政局		<p>○当局の協定締結者について、下記のとおりとなります。</p> <p>「農林水産省関東農政局西関東土地改良調査管理事務所長」</p> <p><回答></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ご意見のとおり修正いたします。 		
大井川広域水道企業団		<p>協定案に対する第三次の意見でも提案したところですが、最重要事項ある「損失補填」に係る規定が協案案に盛り込まれていないのは、問題です。</p> <p>貴職からの「治水協定については、政府において関係省庁より調整された内容であるため、それに合わせ記載となっていることをご理解下さい。」という答えは回答ではありません。</p> <p>何故、協定案に盛り込まれていないのかを教えてください。また、実際お運用として、損失が発生した場合には、協定案のどの規定を根拠に、ガイドラインで定める損失補填を行うか、併せて教えてください。</p> <p><回答></p> <ul style="list-style-type: none"> ・治水協定、ガイドラインともに関係省庁間で調整された事項であり、協定に補填の記載がなくとも、ガイドラインに基づく損失補填は該当します。他水系においても、「5事前放流により深刻な水不足が生じないようにするための処置」は同文で調整されております。 ・損失補填については、協定書の「6その他」・この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、河川管理者、ダム管理者、関係利水者で協議して定める。」により、協議されることとなります。 		<p>Q & A集の位置付けを明確化するため、静岡河川事務所長名による、関係機関の長あての公文書（文書番号付き）として配布されるよう、お願いします。</p> <p><回答></p> <ul style="list-style-type: none"> ・Q & A集については、公文書（文書番号付き）をとる予定はありません。 ・Q & A集については、協議会資料として、規約（案）第8条（協議会資料等の公表）に基づき、協議会の了解を得て速やかに公表する予定です。 ・協議会で使用する他の資料と同様に扱います。

機関名 (順不同・敬称略)	規約(案)に対する意見・提案	治水協定(案)に対する意見・提案	ガイドライン(抜粋案)本省提示資料	基準雨量に対する意見・提案
大井川広域水道企業団		<p>協定案に対する第三次の意見でも提したところが、ガイドラインに記載のある損失補填の内容も十分な内容のものとは言えないという意見があることを、ガイドラインを作成した本省へ届けてください。</p> <p><回答> 損失補填の内容についての意見は、他水系からも生産減に対する補償など各用水ごとに意見がよせられており既に本省へ伝えております。なお、大井川については、既得用水と発電のかかわりについても、本省へ説明はしております。</p>		
静岡県くらし・環境部環境局水利用課	<p>・オブザーバーの参加について オブザーバーは規約(案)第5条第6項に該当し、会議に参加するとの理解でよろしいか。一覧にオブザーバーを入れるなら、規約にオブザーバーの位置づけを明記できないのか。また、第5条第6項は必要に応じて」出席を要請するとなっているが、オブザーバーが幹事会に参加できない場合も想定されるのか。</p> <p><回答> ・オブザーバーに関する規約への記載については、県内の他事務所記載に合わせて、具体の記載をしていません。 ・委員会、幹事会が開催される場合は、オブザーバーへも情報提供を行い、協議会、幹事会に参加していただく事を予定しています。</p>	<p>・今回示された洪水調節可能容量まで貯水位を低下させた場合、早期に貯水量が回復しなければ節水対策を要する場合も想定される。中部電力の利水ダムは発電用ダムであるが、既得利水者を含む下流利水者はそのダム運用に大きく依存している。このため、貯水位が回復しないこと(いわゆる空振り)を絶対に避ける必要がある。</p> <p>第三次意見照会のQ Aにおいて、利水に影響を与えないための具体的対応については今後調整していくということであるが、いわゆる空振りを避けるための具体的対応を検討し、調整していくという回答であると理解してよろしいのか。</p> <p><回答> その理解でよろしいです。</p>		

機関名 (順不同・敬称略)	規約(案)に対する意見・提案	治水協定(案)に対する意見・提案	ガイドライン(抜粋案)本省提示資料	基準雨量に対する意見・提案
静岡県くらし・環境部環境局水利用課	<p>・第三次意見照会のQ Aにおいて、オブザーバーに対する情報提供や意見照会は「必要に応じて行う」との回答だが、大井川水利調整協議会の構成員である利水者については、事前放流の実施により利水に影響がある可能性があるため、情報提供及び意見照会については、幹事と同様にその都度丁寧に行っていただきたい。</p> <p><回答> オブザーバーについても、幹事と同様に、その都度丁寧に、情報提供、意見照会と行っていきます。</p>	<p>・本来であれば協定締結前に利水への影響をどのように回避していくかを示す必要があると考える。協定書の段階で都合により明記できないのであれば、意見照会のQ A及び事前放流の実施要領において、利水への影響を回避することを前提に事前放流を実施する旨を明記していただきたい。</p> <p><回答> 今後、事前放流ガイドラインを基にダム管理者間の調整を含め検討を行っていきます。また、今後各ダムの事前放流の実施要領を作成していくので、その中で検討明記するよう説明していきます。</p>		
静岡県くらし・環境部環境局水利用課	<p>・別表2の当課の幹事の役職を「主幹」に変更願います。</p> <p><回答> ・ご指摘のとおり修正いたします。</p>	<p>・第三次意見照会のQ Aにおいて、「湯水傾向にあり、洪水調節可能容量が確保できていれば、事前放流は実施しません。」との回答は、確保容量の計算の結果、空容量が確保されていれば事前放流は実施していないとの回答であると理解してよろしいか。なお、湯水傾向の場合の事前放流の実施は、河川管理者の慎重な判断をお願いしたい。</p> <p><回答> 空容量が確保されていれば事前放流は実施していないと理解してください。湯水時の実施判断は、慎重に行います。</p>		
静岡県くらし・環境部環境局水利用課		<p>・洪水調節可能容量について、3日前から低下させて確保できる量の算出の仕方を御教授願います。流入量と放流量はどのように想定しているのか。</p> <p><回答> 流入量、放流量は各ダムによるので一概には言えませんが、1級水系で発表された政府発表値です。</p>		
静岡県くらし・環境部環境局水利用課		<p>・今回示された洪水調節可能容量について、大井川水系は河道整備状況を踏まえ、現実的に低下可能な量なのか御教授願いたい。</p> <p><回答> ・洪水調節可能容量は、3日前から水位を低下させ確保できる容量（政府発表値）を記載しています。 ・これは、全国統一の記載方法になります。 ・大井川水系においても、各ダム管理者へ確認が行われ決定されたと聞いています。</p>		

機関名 (順不同・敬称略)	規約(案)に対する意見・提案	治水協定(案)に対する意見・提案	ガイドライン(抜粋案)本省提示資料	基準雨量に対する意見・提案
静岡県くらし・環境部環境局水利用課		<p>・長島ダムは非洪水期の洪水調節容量の記載がないが、大井川水系において、非洪水期は利水ダムを含め、事前放流を実施しないという理解でよろしいか。</p> <p><回答></p> <p>・非洪水期であっても、降雨が基準雨量以上となり、貯水池の水位が高く、洪水調節容量の確保が必要な場合に実施することがあると考えます。</p>		
静岡県くらし・環境部環境局水利用課		<p>・第三次意見照会QAについて、各ダムでの基準降雨量の設定は時間的に困難であるため、現時点では長島ダム上流域で統一し、長島ダム上流域で基準降雨量を超える予測が出た場合、各ダムの事前放流量の算出においては、その予測時点における各ダム上流域の予測降雨量を使用して計算するとの理解でよろしいか。</p> <p><回答></p> <p>ご確認の理解でよいです。</p>		
静岡県くらし・環境部環境局水利用課		<p>・各ダムで基準降雨量を設定するのはいつ頃を予定しているのか御教授願いたい。</p> <p><回答></p> <p>各ダム管理者の実施要領の作成状況を踏まえて、今後の実務状況に応じて、必要があれば各ダム管理者との調整により設定していくことになります。</p>		
静岡県くらし・環境部環境局水利用課		<p>・長島ダム上流域で基準降雨量(案)を超えるような降雨が予測される頻度は、どの程度と想定しているのか御教授願いたい。</p> <p><回答></p> <p>・長島ダム管理開始のH14年以降では、おおむね5年に1回程度と推測されますが、近年の異常降雨では一概にいえません。</p>		
静岡県くらし・環境部環境局水利用課		<p>・詳細な検討は今後だとのことであるが、基準降雨量(案)以上の降雨が予測された際、事前放流量が各ダム地点で何日前からどの程度になるのか、予測が外れた場合どの程度で回復するのかの丁寧な説明をお願いしたい。</p> <p><回答></p> <p>・現在、事前放流ガイドラインを基に、実際の運用方法についてダム管理者間の調整を含め検討を行っています。今後、各ダムの事前放流の実施要領が作成され、その運用方法が明らかになった時に、関係者の皆様には運用方法について説明させていただく予定です。その説明は丁寧にさせていただきます。</p>		